相談から工事施行までの流れ

住民（申請者）代表者様

大津市企業局（下水道整備課）

（相談）

「私道内下水道管布設調査依頼書」（様式第１号）を提出

（『私道の基準』に適合するかの調査を依頼します。）

＊必要に応じ、関係者による現地立会を行います。

関係者への立会依頼はお客様でお願いします。

現地等を調査後、調査結果を回答

（『私道の基準』に「適合」「不適合」を回答します。）

「私道内下水道管布設申請書」（様式第３号）を提出

（『私道の基準』に適合する場合に限ります。）

＜添付書類＞

・「下水道管布設申請者名簿」（様式第４号）

・「付近見取図、申請者宅配置図、土地所有者の区画図」

・「土地使用承諾書」

土地所有者（※要領様式第５号）、

抵当権者等の権利者（※要領様式第６号）

・その他必要と認める書類

支障物件所有者「承諾書」（様式第５号）

※印は「下水道施設及び下水道用地移管要領」に定める様式です。

下水道管布設の可否を回答

（『下水道管布設の要件』を満たしているかを審査し、下水道管布設の可否について回答します。）

＊布設条件が付加されることがあります。

＊回答後、状況変化等により、回答内容が変更される場合があります。

下水道管布設工事

（予算の範囲内で工事を行います。）